

えちぜん鉄道永平寺口駅 急速充電器利用規定

(目的)

第1条 この規定は、福井県がえちぜん鉄道永平寺口駅に設置した電気自動車急速充電器（以下「充電器」という。）の利用に関する事項を定め、その円滑な運用に資することを目的とする。

(所有者および管理者)

第2条 充電器は、福井県（以下「所有者」という。）が所有し、えちぜん鉄道株式会社（以下「管理者」という。）が管理するものとする。

(利用時間)

第3条 充電器の利用時間は、午前9時00分から午後5時00分までとし、一回当たりの利用は最長90分とする。

2. 管理者は、必要と認める場合は、充電器の利用時間を変更し、または利用を制限することができる。

(利用料金)

第4条 充電器の利用に係る料金は、当分の間無料とする。

(利用申請)

第5条 利用者は、急速充電器利用申請書に必要事項を記入し、本規定に同意するものとする。

(対象車両)

第6条 充電器を利用して充電できる車両は、有効な自動車検証を備えている電気自動車とする。

(人体への影響)

第7条 利用者は、心臓ペースメーカーなど埋め込み型の医療機器を使用している場合には、充電器の利用の際に十分に距離をとるなどの注意をする。

(禁止行為)

第8条 利用者は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 電気自動車の充電以外の目的で充電器を使用すること。
- (2) 充電の完了後、充電スペースに駐車し続けること。
- (3) 充電スペースに駐車中、他の自動車を損傷するおそれのある行為をすること。
- (4) 他の自動車の駐車および通行を妨げること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、充電器の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用の制限)

第9条 管理者は、次の各号に該当する場合には、充電器の利用を中止、または制限することができる。

- (1) 利用者が、充電器の設備を汚損し、またはき損するおそれがある場合
- (2) 利用者が、管理者の指示に従わない場合
- (3) 急速充電器申請書に記載内容に虚偽の報告がある場合
- (4) 太陽光発電による蓄電池容量が十分に満たない場合
- (5) その他充電器の管理上支障があると認められた場合

(指示)

第10条 管理者は充電器の管理のため必要があると認められる場合は、管理上必要な指示を行うことができる。

(報告義務)

第11条 利用者は、充電器の不具合を発見した場合または利用中に充電器に不具合が生じた場合は、管理者に直ちに報告する。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意または過失により充電器の設備を汚損し、またはき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第13条 利用者は、充電器を自己責任のもとで利用するものとし、利用中における車両の盗難、損傷および駐車場内の事故による損害、充電中の事故または充電器の利用に伴う車両への損害、その他火災等不可抗力によって生じた損害については、所有者および管理者は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか、充電器の運用に関し必要な事項は、所有者および管理者が別に定める。

附則

第1条 この規定は、平成30年8月6日から施行する。